

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会
教育長 平敷 昭人
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における
一斉臨時休業について (通知)

この度、2 月 27 日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する」との方針が内閣総理大臣より示されたことを受け、文部科学省より、別添のとおり学校における臨時休業に関する通知がありました。

本県においてもその趣旨のもと、県立学校を下記の事項に留意し、臨時休業といたします。児童生徒及び保護者に対しては、文書及び各学校のホームページへ掲載するなど、周知を図っていただき、遺漏のないようお願いいたします。

なお、今後も新型コロナウイルス感染症については、必要に応じて最新の情報を提供しますので、対応をよろしく願います。

記

1 臨時休業の期間に関すること

県立学校の臨時休業の期間は令和 2 年 3 月 4 日 (水) から 3 月 15 日 (日) までの間とする。ただし、休業の開始日については、各学校・地域の実情に応じて弾力的に設定できるものとする。

終期については、状況に応じて延長する必要がある場合は、改めて通知する。

2 寮及び寄宿舎に関すること

寮及び寄宿舎は原則として閉寮とする。ただし、個別の生徒の実情により弾力的に扱うこと。

3 休業期間中の行事等の取り扱いに関すること

(1) 期間中の行事等は原則行わない。修学旅行等については、中止または延期を検討すること。

(2) 卒業式や入学者選抜は、令和 2 年 2 月 27 日付け教県第 2415 号通知に基づき実施できるものとする。

※入学者選抜の合格発表は、学校での掲示は行わないこととし、ホームページで掲載するなど、発表日に多くの人が集まらないよう工夫すること。その際は、受検生、中学校関係者へその旨周知すること。

(3) 休業期間中の部活動など生徒が同一場所に集まっての活動は行わないこと。

- 4 休業期間中の出席等の取り扱いに関すること
休業期間は「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこと。
- 5 保健管理に関すること
 - (1) 感染症対策の徹底については、家庭との連携により、咳エチケットや手洗い等の励行、毎日の検温と健康状態の確認を行うよう指導すること。
 - (2) 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 6 教育課程に関すること
児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課すなどの必要な措置を講じるとともに、児童生徒の各学年の課程の修了等にあたって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。
- 7 児童生徒の来校等に関すること
 - (1) 個別の生徒の来校（進路に係る調査書等の受け取り、単位認定に係る追試など）については、柔軟に対応すること。
 - (2) 障害のある幼児児童生徒が日常的に利用しているデイサービスが、利用できなくなる可能性を想定し、その対応を検討すること。その際、令和 2 年 2 月 28 日付け元文科初第 1585 号通知「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」における「7 障害のある幼児児童生徒に関すること」を参照すること。
- 8 公立学校の出勤等のサービスに関すること
教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合におけるサービスの取り扱いについては、別途通知する。

問い合わせ先

教育庁県立学校教育課	098-866-2715
保健体育課	098-866-2726
学校人事課	098-866-2730